

八街市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

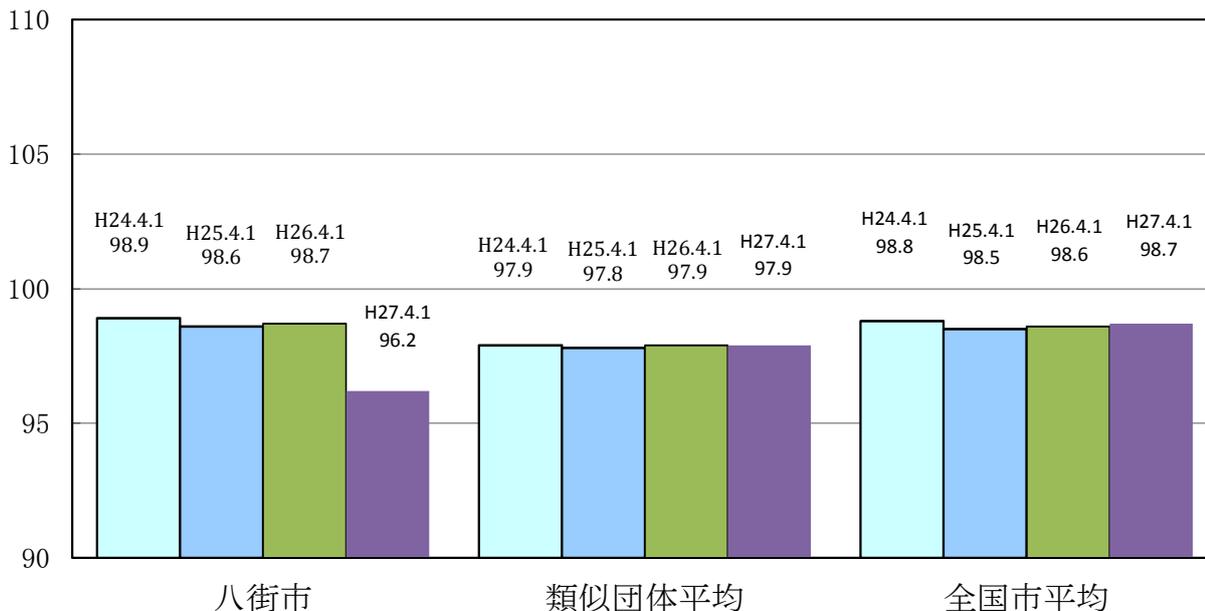
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成26年度	73,449	21,198,942	906,056	4,028,007	19.0	20.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成26年度	505	1,879,149	238,314	675,344	2,792,807	5,530	5,989

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。  
 ※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成27年度	384,321 円	381,098 円	3,223 円 (0.85%)	0.85 %	0.85 %	0.40 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
平成27年度	4.22 月	4.10 月	0.12 月	0.10 月	4.20 月	4.20 月

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別級の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

<p>(給料表の改定実施時期)</p> <p>平成27年4月1日</p> <p>(内容)</p> <p>国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引き下げを実施。</p> <p>また、激変緩和のため3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。</p>
---

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

<p>(支給割合)</p> <p>国基準3%に対し、八街市においても3%を支給。</p> <p>ただし、平成27年度においては、財政難等の理由により支給なし。</p>
---

③その他の見直し内容

<p>管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)</p>
---

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八街市	43.4 歳	324,021 円	359,814 円	342,084 円
千葉県	42.3 歳	326,573 円	416,393 円	375,264 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.3 歳	319,936 円	394,984 円	355,183 円

#### ②技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
八街市	49.6 歳	26 人	247,533 円	262,652 円	256,421 円	—	— 歳	— 円	—
うち給食員	48.8 歳	11 人	244,519 円	255,455 円	253,028 円	調理士	43.9 歳	286,500 円	0.89
うち用務員	54.3 歳	5 人	239,238 円	249,280 円	242,400 円	用務員	54.6 歳	200,300 円	1.24
千葉県	52.8 歳	527 人	321,373 円	377,586 円	356,399 円	—	— 歳	— 円	—
国	50.2 歳	2,944 人	289,141 円	— 円	328,318 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	50.0 歳	32 人	317,404 円	355,113 円	338,663 円	—	— 歳	— 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
八街市	— 円	— 円	—
うち給食員	4,151,460 円	3,876,600 円	1.07
うち用務員	4,041,860 円	2,747,000 円	1.47

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24年～26年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては、前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		八街市	千葉県	国
一般行政職	大 学 卒	174,200 円	182,800 円	174,200 円
	高 校 卒	146,500 円	148,200 円	142,100 円
技能労務職	高 校 卒	139,500 円	145,800 円	— 円
	中 学 卒	127,700 円	— 円	— 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	242,002 円	341,457 円	該当なし	390,726 円
	高 校 卒	該当なし	該当なし	344,862 円	該当なし
技能労務職	高 校 卒	該当なし	252,203 円	275,576 円	該当なし
	中 学 卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

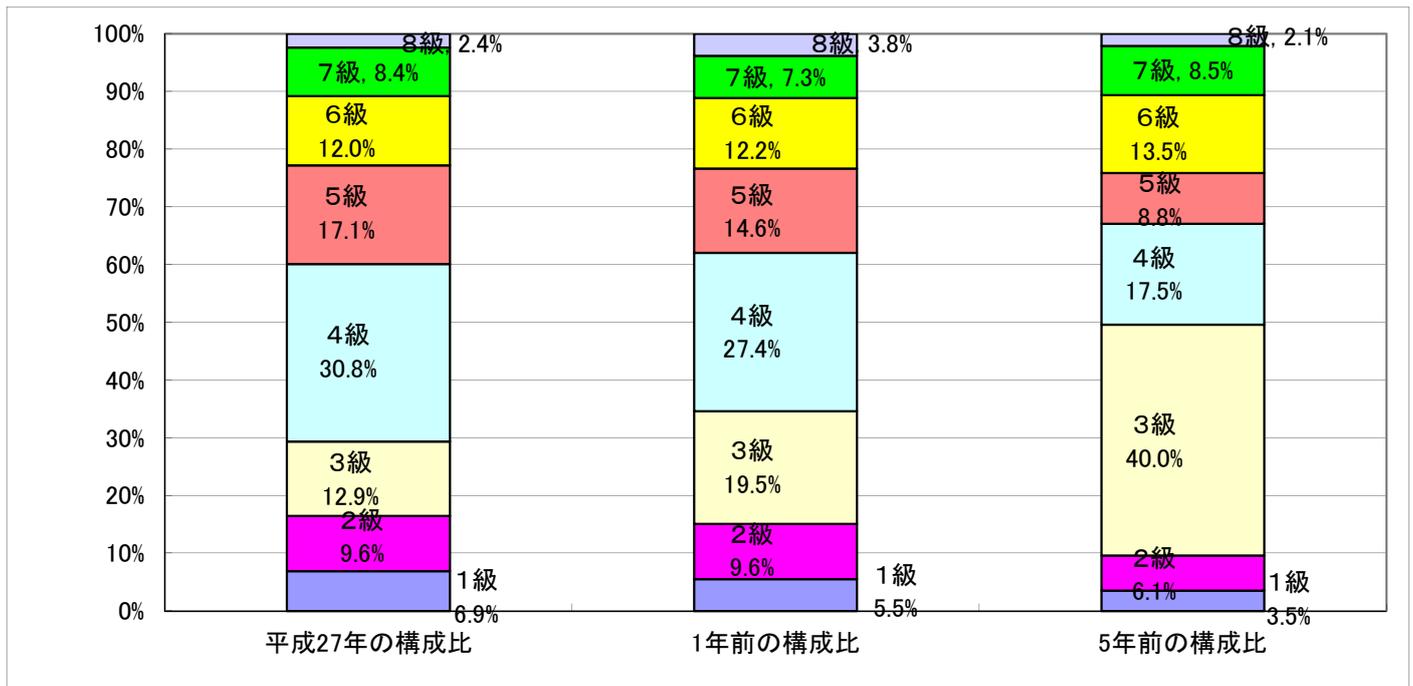
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補	23人	6.9%	137,600円	244,900円
2 級	主事	32人	9.6%	180,800円	291,100円
3 級	副主査、主任主事	43人	12.9%	223,900円	347,700円
4 級	主査補	103人	30.8%	258,300円	378,700円
5 級	主査	57人	17.1%	285,000円	390,700円
6 級	主幹、副主幹	40人	12.0%	315,800円	410,900円
7 級	課長	28人	8.4%	360,100円	455,600円
8 級	部長	8人	2.4%	405,800円	476,800円

(注) 1 八街市一般職の給与等に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

##### 1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、1年間の勤務状況等を5段階で評定している。

##### 2 昇給への勤務成績の反映状況

昇給については、昇給日前1年間、良好な勤務成績だった職員を4号給(給料表7級以上の者は3号給、また55歳以上の者は2号給に抑制)昇給とし、特に勤務成績が良好であった職員は6号給以上、良好であると認められなかった職員については、3号給以下としている。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

八 街 市	千 葉 県	国
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,377 千円	1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,678 千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理監督加算 15%・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### ○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

人事評価は実施しているが、勤勉手当への反映は行っていない。

### (2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

八 街 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
(退職時特別昇給	無 )				
1人当たり平均支給額	2,014 千円	22,802 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		62,122 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		114,616 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
八街市全域	3 %	542 人	3 %

### (4) 特殊勤務手当

平成17年度より、特殊勤務手当は全て廃止。

### (5) 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	81,283 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	150 千円
支給実績(平成25年度決算)	84,502 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	156 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成26年度決算(平成25年度決算))」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当(平成27年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 1人 6,500円 16歳から22歳までの子 1人 5,000円加算	同		43,962 千円	215,500 円
住居手当	・借家の場合 (家賃が12,000円を超える 場合に限る) 家賃の額に応じて27,000円 を限度に支給	同		15,845 千円	282,948 円
通勤手当	・電車・バスを利用する場合 定期代等55,000円を上限に 支給 ・乗用車などを利用する場合 使用距離等に応じて 2,000円～31,600円を支給	同		33,611 千円	79,272 円
管理職手当	・管理監督の地位にある職員に 対し給料月額18/100を超えない 範囲内で規則で定める額を支給 する。	一部異なる	階級別の単 価が異なる	29,334 千円	553,474 円
休日勤務手当	・休日及び年末年始の休日等に 勤務した場合、勤務1時間当たり の給与額の125/100～150/100の 範囲内で支給する。	同		— 千円	— 円
夜間勤務手当	・午後10時～翌午前5時までの間 を正規の勤務時間として勤務し た場合、勤務1時間当たりの給 与額の25/100をその間の勤務時 間に対し支給する。			— 千円	— 円
宿日直手当	・勤務1回につき4,200円を支給	同		1,016 千円	4,200 円
管理職員特別勤務手当	・管理監督の地位にある職員が 臨時又は緊急の必要により、週 休日、休日又は年末年始の休日 等に勤務した場合、12,000円を 限度に支給する。	同		— 千円	— 円

## 5 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市 長	774,000 円 ( 860,000 円 )	(参考)類似団体における最高/最低額 1,061,000 円 / 440,000 円
	副 市 長	669,600 円 ( 720,000 円 )	885,000 円 / 375,000 円
報酬	議 長	445,000 円	737,000 円 / 310,000 円
	副 議 長	400,000 円	653,000 円 / 245,000 円
	議 員	355,000 円	591,000 円 / 222,000 円
期末手当	市 長	(平成26年度支給割合)	
	副 市 長	3.85 月分	
	議 長	(平成26年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	3.85 月分	
退職手当	市 長	(算定方式) 在職月数×給料月額×(35/100)	(1期の手当額) 13,003,200 円 (支給時期) 任期毎
	副 市 長	在職月数×給料月額×(25/100)	8,035,200 円 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

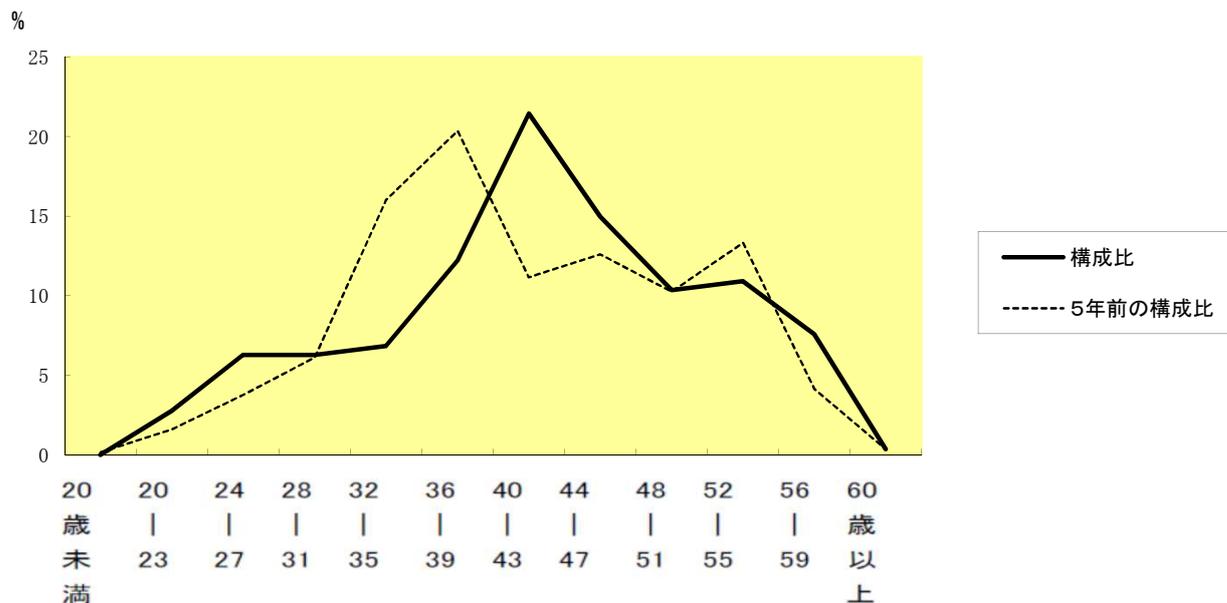
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門			平成26年	平成27年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5		総合計画の見直し等による業務増 徴収体制の強化 業務量に見合った人員配置の実施 業務量に見合った人員配置の実施 退職者の不補充
		総務	88	89	+ 1	
		税務	41	42	+ 1	
		農林水産	20	19	- 1	
		商工	4	4		
		土木	55	51	- 4	
		民生	141	139	- 2	
	衛生	43	43			
	計	397	392	- 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.37 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 53.66 人)	
	教育部門	109	100	- 9	業務量に見合った人員配置の実施	
	小 計	506	492	- 14	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.99 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.58 人)	
公営企業等 会計部門	水道	11	10	- 1	業務量に見合った人員配置の実施	
	下水道	11	10	- 1	業務量に見合った人員配置の実施	
	その他	28	29	+ 1	地域包括支援センターの業務増	
	小 計	50	49	- 1		
合 計		556	541	- 15	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.66 人	
		[ 636 ]	[ 636 ]	[ 0 ]		

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳   23歳	24歳   27歳	28歳   31歳	32歳   35歳	36歳   39歳	40歳   43歳	44歳   47歳	48歳   51歳	52歳   55歳	56歳   59歳	60歳以上	計
職員数	0人	15人	34人	34人	37人	66人	116人	81人	56人	59人	41人	2人	541人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	393	390	396	395	397	392	-1 ▲ 0.3
教育	113	112	110	111	109	100	-13 ▲ 11.5
普通会計計	506	502	506	506	506	492	-14 ▲ 2.8
公営企業等会計計	50	51	51	50	50	49	-1 ▲ 2.0
総合計	556	553	557	556	556	541	-15 ▲ 2.7

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成26年度	千円 1,034,163	千円 △39,665	千円 65,549	% 6.34	% 6.77

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費21,996千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成26年度	人 11	千円 42,928	千円 6,621	千円 16,000	千円 65,549	千円 5,959	千円 6,219

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。

2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

一般職の管理職手当について、平成19年4月1日から平成28年3月31日までの間、20%削減している。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
八街市	41.9 歳	314,304 円	431,391 円
団体平均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

八街市水道事業				八街市(一般行政職)			
1人当たり平均支給額(平成26年度)				1人当たり平均支給額(平成26年度)			
1,362 千円				1,377 千円			
(平成26年度支給割合)				(平成26年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分		1.50 月分		2.60 月分		1.50 月分	
( 1.45 ) 月分		( 0.70 ) 月分		( 1.45 ) 月分		( 0.70 ) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5%~15%				・役職加算 5%~15%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当(平成27年4月1日現在)

八街市水道事業			八街市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
(退職時特別昇給	無 )				

ウ 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)			1,340 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)			116,655 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
八街市全域	3 %	12 人	3 %

エ 特殊勤務手当

平成17年度より、特殊勤務手当は全て廃止。

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	2,170 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	217 千円
支給実績(平成25年度決算)	1,795 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	163 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成26年度決算(平成25年度決算))」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 16歳から22歳までの子1人 5,000円加算	同		1,332 千円	221,917 円
住居手当	・借家の場合(家賃が12,000円を超える場合に限る)家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同		324 千円	324,000 円
通勤手当	・電車・バスを利用する場合定期等55,000円を上限に支給 ・乗用車などを利用する場合使用距離等に応じて2,000円～31,600円を支給	同		928 千円	77,313 円
管理職手当	・管理監督の地位にある職員に対し給料月額18/100を超えない範囲内で規則で定める額を支給する。	一部異なる	階級別の単価が異なる	548 千円	548,448 円
休日勤務手当	・休日及び年末年始の休日等に勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額の125/100～150/100の範囲内で支給する。	同		— 千円	— 円
夜間勤務手当	・午後10時～翌午前5時までの間を正規の勤務時間として勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額の25/100をその間の勤務時間に対し支給する。			— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	・管理監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要により、週休日、休日又は年末年始の休日等に勤務した場合、12,000円を限度に支給する。	同		— 千円	— 円